

加西市ビジネスグランプリ 2024 運営業務委託仕様書

1. 業務名

加西市ビジネスグランプリ 2024 運営業務委託

2. 業務目的

加西市ビジネスグランプリ 2024（以下、グランプリ）は、加西市発の起業家を増やし、加西市を若者が暮らす活気ある地域にすることを目的とし、起業スクール、グランプリを企画運営します。

本気で起業を目指しアイデアを持っている方や事業者に対し、自分ならではの起業ができるよう支援するとともに既存企業における新たな取り組みなど事業のスタートアップを支援することで、起業を含めた新たな事業に取り組む事業者の呼び込み、潜在的起業家の掘り起こしや育成、起業機運を醸成し、スタートアップ支援を通して地域を盛り上げます。

また、プロジェクトを通じて、起業家同士の情報交換や人的ネットワークの形成を支援し、加西市の創業支援に関する取り組みを知ってもらい、加西市に対する地域愛を育てることも、目的の一つとしています。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 事業費

令和6年度 金 4,500,000 円（グランプリ賞金 1,700,000 円を含む）

令和7年度 金 800,000 円（グランプリ賞金 500,000 円を含む）

※いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。

5. スケジュール

令和6年度 参加者募集、起業スクールの運営、グランプリ開催

令和7年度 フォローアップ

6. 業務内容

受託者が行う業務は、下記の通りとする。

全体を通じて起業スクール講師を務める加西市ビジネスグランプリ 2024 スタートアップ支援業務受託者（以下、「起業スクール講師」という。）と連携し、円滑な運営となるよう心がけてください。

- (1) グランプリ参加者への広報と集客及びエントリー受付
 - ・募集要項やパンフレットを作成して事業を周知すること
 - ・WEB サイト、SNS 広告等を活用し効果的な集客を実施すること
 - ・応募希望者向けにオリエンテーションを開催し、応募要領、事業概要等の説明を行うこと
 - ・電子フォームにてエントリー受付を行うこと
 - ・応募者多数の場合は、起業スクール講師による書面審査を行い、結果を通知すること

- (2) 起業スクールの運営
 - ・起業スクール講師と連携して円滑にスクールを運営すること
 - ・起業スクール講師及び参加者との連絡調整を行うこと
 - ・受講できなかった参加者に講義のアーカイブ配信を行うこと
 - ・起業スクール参加者に二次審査の結果を通知すること

- (3) ビジネスグランプリ開催
 - ・事業の目的に沿ったグランプリの企画、開催運営を行うこと
 - ・グランプリ開催について広報を行うこと
 - ・グランプリ会場の手配、準備設営を行うこと
 - ・事業趣旨に沿った審査員（3名）を選定し、連絡調整すること
※審査員5名のうち2名は、伊東電機㈱及び市より各1名選出予定
 - ・グランプリ本番のオンライン配信を行うこと
 - ・受賞者への賞金等の授与を行うこと。
ただし、最優秀賞については、グランプリ後とフォローアップ終了後の2回に分けて支給する。

- (4) 参加者へのフォローアップ
 - ・過去の参加者を含めた起業スクール生に対して、起業家同士の情報交換の場を提供するなどコミュニティの創出や人的ネットワークの形成を支援する取り組みを実施すること。

7. 事業概要

事業概要は別紙募集要領に記載の通りとし、この仕様書及び募集要領に記載のない事項については、市と受託者が協議の上で決定することとします。

(1) 起業スクールについて

- ・起業スクール参加者は最大 20 名とし、おおむね 3 日（1 日 5 時間程

度) 以上及び同等程度の講座を開催することとします。

(2) グランプリについて

- ・最終審査は公開プレゼンテーション審査とし、会場、日程等は、市と協議の上で決定します。
- ・グランプリファイナルへの出場者は、6～10名程度とします。
- ・グランプリ最終審査者は5名とし、審査員の人選については加西市と協議の上決定します。

(3) 賞金及び特典 (いずれも運営委託料に含む)

①賞金

最優秀賞 100万円 (令和6年度50万円、令和7年度50万円贈呈)

優秀賞 50万円 / 地元企業スタートアップ賞 30万円

地域リソース活用賞 30万円 / 学生スタートアップ賞 10万円

賞金合計220万円

※上記の額を基準としますが、市と協議の上、部門賞やその他特典を設定するなどの変更を可能とします。

8. 成果品

受託者は、本業務の成果として、起業スクール及びグランプリの事業実施内容、受賞者現況及びフォローアップの実施状況等をまとめた業務報告書を作成し、電子データ一式を事業終了後に速やかに提出すること。

ただし、2か年事業のうち1年目の業務報告書については、年度終了後に速やかに提出すること。

9. その他

- (1) 本業務において知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が別途協議する。